「施策・事業の見直し(試案)」について各局・区とのオープン議論 平成24年4月18日(水) 大阪市役所 本庁舎屋上(P1)階会議室

「民間社会福祉施設職員給与改善費」

(事務局) それでは次の議論に移ります。

次は、民間社会福祉施設職員給与改善費事業です。最初に改革 P T から見直しの趣旨 説明をいたします。

(改革 P T) 民間保育所に勤務します職員の処遇改善ということで、国基準の保育所運 営費に算入されております給料と本市職員に準じて定めた給料とを比較いたしまして、 施設ごとの差額の合計額を民間の保育所に補助をしていくというものでございます。

見直しの考え方につきましては、この間、大阪市の職員の給与もカットされてきましたこと、また大阪府では既に廃止をされているということから、平成24年度に廃止を していただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

(事務局) 続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。

(こども青少年局) いわゆる民給でございますけれども、今、24年度から新たな給与減額が実施されたということで、交付件数の減が見込まれるのではないかということでございますが、既に平成23年度実施、3.2%給与減額、これを補助金の算定に反映させていただいております。20ページを見ていただきたいと思います。20ページに2のところに大阪市職員の給与減額措置の実施ということで、2ポツ目にございますように、係長級以下の職員の減額率が3から7%、平均5.46ということでございまして、補助金算定におきましては、係長級以下の職員の給与を基準に算定したということで、その差が2.26%になりますということで、3番で保育所分ということで、③24年減額反映ということで書かせていただいておりますが、Dの補助金経過措置金額ということで1億1,600万円ほど出てきておるということで、まだ実態にもこれだけの差があるということでございまして、PT案のほうにも見直し内容、留意事項ということで、私立保育園連盟と削減計画について交渉してきたということで、既に昨年の秋ぐらいから、もうこういうことで今の状況を考えると見直していきたいということで、2年間、

暫定措置を設けて見直していくということで交渉してきているところでございます。

大阪府につきましても、19ページ、もう既に廃止はされておりますものの、2カ年をかけて暫定的に廃止をされておるということで、これにつきましては、そういう方向ではございますが、ぜひ2年間の経過措置をお願いしたいと思っております。

今年度の予算につきまして、これ廃止は24年度ということで、今、凍結されておるような状況にはなっております。ただ、これは保育所によりまして、この民給というのは効果のある事業でございまして、とりわけ勤続年数が13年ぐらいを超える保育士を雇用いただいている保育所にはその民給があるということで、今、ずっとそういう勤続年数の長い人を雇っていただけてるという経過もございますので、これを直ちに今年度ないとなりますと、そういうところ、便宜を受けておられるところにつきましては、例えば若手の給料のほうにしわ寄せが行ったりとか、臨時職員を解雇しないといけないということも予想されるということで、その辺につきましては十分に御留意をいただきまして、もう一たん話をつけておるような状況でもございますので、24年度につきましては、もうぜひともこのままでお願いをしたいと思っております。

一方で、民給の生じてきてる、確かに公務員の給料が高いという分もございますが、 民間のほうでは、逆に言うと措置費の中でやっていってるといきますと、保育士さん がなかなか長いこと勤めれないという実際に措置費が低いというのが本来の問題とし てあるというのは国のほうも認識されておりまして、一定確保に向けてその金額の確 保については国のほうもそれなりに意識はしていただいてるということですので、む しろ国の措置費を拡充する方向で我々としては国に対して言っていかないといけない のではないかと思っております。これにつきましては、もうぜひとも本年度、来年度 でちゃんと制度としては見直すということで決めておりますので、24年度につきまし てはよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

(事務局) フリー形式での議論を開始します。よろしくお願いします。

(改革PT) この間、大阪府のほうでも平成20年、21年と早くから手がけてきたということですとか、あと本市のほうでも事業仕分け等々で指摘もされてきたこの制度でございますので、もう少し早く見直しに着手していただけないかなということで、今回、案を提示させていただいたんですけれども、その相手方との交渉というのは、それほど拘束力のあるものなのか、今から市政のグレートリセットということで他団体でも

早くからやってきておるということも踏まえて交渉し直しということはできるのか、 そのあたりお伺いしたいんですが。

(こども青少年局) 府より見直しがおくれたのは申しわけございませんが、見直しに着手したのはもう既に着手しておるということで御理解いただきたいと思います。先ほども申しましたように、今年度凍結ですけれども、4月、そのままの状況で保育士さんを雇っておられるというところでは、急に給与体系を変えないといけないということで多大な迷惑をこうむるということで、むしろそういったことに対する行政の不信感みたいなところが非常に危惧されるところでございますので、これは必ず見直しをしますので、もうぜひ24年度につきましては認めていただきたいと思っております。

また、25年度につきましては、逆に言いますと保育士の本体の給料、見直しということも言われておりますので、改めましてきちっと数字を拾って状況も説明した上で、2年目については議論をさせていただきたいと思っておりますので、少なくとも24年度につきましては措置をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(改革 P T) 局長おっしゃったように、大阪市の職員の給料がどうなのかということが 言われてる中で、我々この制度自体が今の考え方から言うと全く逆を向いた話かなと 思ってまして、大阪市の職員の給料レベルに合わすために税金を出すということに関 してどういうふうに世間で思われるかなというそういう問題意識は持っております。

そういう意味で言うと、私どもとしては先ほど部長も申し上げましたけども、もう既にそういう取り組みが大阪府でされてる中で、着手したからよろしくお願いしますということを言われても、なかなか我々的にも難しいし、いろんな利害をお持ちの方の御意見もあれば、市民の皆さん全体の御意見もある、そういう中でどう判断するかということになると、なかなか我々としてもよろしくお願いしますと言われても、わかりましたとは言いがたいということなんです。

(こども青少年局) これにつきましては、昨年、実態、それぞれの保育所の具体的な効果測定をいたしまして、ですから先ほど言いましたように、どうしても民間がそれでやっていけてるというのは、保育料がいわゆる措置費の中でおさめようと思いますとベテランの保育士を雇えないという状況があるということはこれは確かでございまして、実際に民給を申請しておられる方のところには、民給を渡すことによって勤続年数の長い人が勤めているということで、民給の一定、大阪市の職員の給与に合わすかどうかというのは、それがいいかどうかは別としまして、一定の役割を果たしてきた

というこれはもう確かでございます。この間、ずっと大阪市の給料が下がってきたということで、ずっと昔の額で言うと本当に少なくなってずっと減ってきたと。その中でいるいろ見た中で、いわゆる保育所の数で言うと受けてるところの数が少ない、逆に言うと受けてないところは先ほど言いましたように割と若い人をころころとかえてるということで経営が成り立ってるという状況なので、その趣旨として反対の方向というよりも、むしろ先ほど言いましたように民間のほうの措置費をもっと上げていくということをやっていただくということのほうが大事です。そういう意味で言いますと、そこのところには一定そういう役割を果たして、そういう人を雇っていただいているという現実があるということを、今、ここでやめられたらその形態を変えていかないといけない、それを理解してくださいということを申し上げてるんでよろしくお願いします。

- (改革 P T) 同じようなことはよその自治体でも起きてる話ですよね。今、おっしゃってる勤続年数の一定年齢以上の方にとって非常に効果が上がってるという。
- (こども青少年局) ですから、見直しは来年度も含めてもう一回やりますけれども、本年度はもうそういうことでスタートもして、そういう人を雇ってると、これを今、ことしやめたら、措置費が減るので、その分、臨時職員を解雇するとか、そういうことをしないといけない状況ですよ、それはやめてくださいということをお願いしてるんです。
- (改革PT) というのは今年度に影響が出る施設についてはというそういう理解ですか、 そうすると。
- (こども青少年局) 当然でも民給が影響が出るところは民給もらってるとこしか影響が 出ませんから。
- (改革PT) いや、もらってるところがすべて同じような状況になるのかどうかという ことについての精査も要ると思うし、25年度はどうするのかというのもあるんじゃな いんですか。つまり24年度は、今、もらっているところがすべてそういう影響がある のか、あるいはいろんなほかの経費を見直すことによってできる余地というのは一切 ないのかどうかというそこの精査の議論も抜きにして、何か十把一からげでできませ んという話のように聞こえますんで。
- (こども青少年局) 今、35カ所、保育所にそういう措置をしてて、もう既にそういう状況になったらということで、いろいろ影響をお聞きしてお答えを申し上げてるところ

です。

(改革PT) 35施設すべてそうだということですか。

(こども青少年局) 企画部長兼保育企画担当部長の横関でございます。

この民給制度、かねてからの話し合いの中で、従来のころに比べまして24年度は半分、25年度は4分の1、26年度には廃止させていただきますということで話をしてまいりましたので、当然、各保育所、運営側ではそのことを見込んで、そのために人をここはこういうふうに整理をして、それでできるようにということを考えながら各調整してきてると思います。それが急にここで切れますと、それについて計画にそごが生じるというか、混乱が生じますので、やはり経過措置的なところについてはぜひよろしくお願いしたいと考えております。

(改革PT) そうなると、とりあえずリセットということにならないんで、今までやってきた計画どおり進めたいというそういうことに尽きるということになるんですかね。

(こども青少年局) 保育企画課長の多田と申します。よろしくお願いします。

民給を受けている保育所につきましては、子供たちの状況が例えば発達障害であるとか、あるいは家庭の支援ですとか、保育所の機能が非常に多機能化していて難しい状態にあります。その中でベテランの勤続年数が長くて、年齢もある程度いってるベテランの保育士がそういう家庭も支える、保育もきちんとする、そういう機能を果たしている保育所です。そういった保育所が民間保育所でもありますけれども、地域の中に必ず必要なところがありますもので、今回、見直しに当たっていろいろと話をする中では、今後、その補助がなくなった後に保育所の組織をなだらかに変えていただくための工夫をそれぞれの保育所にしていただかなくてはいけないということで、そういったことも投げかけながら、個々の保育所に検討をお願いしているという状況です。ですから、団体というよりは、団体を通じた向こうにある個々の保育所、あるいは子供を見た調整をしてきたということで御理解いただきたいと思います。

(改革PT) ですから、その35施設すべてに影響が出るんで、今までやってきたこの間 の計画どおりに進めたいという、そこはそういうことでしかないという、そういう見 解だということなんですね。

(こども青少年局) 見解としてはそういうふうに理解いただきたいと思います。

(橋下市長) 大阪市の職員の給料がカットになったときに、保育所の運営費というんで すか、それを20ページのところなんですけども、そこはいじれるわけなんですかね。 もともと聞いてた保育所の運営費というのは国のいろんな計算式によって決められていて、以前説明受けたように保育料で半分のという、半分が公費になるような形になるんでしたっけね。だからそういうふうにもともと決まってると言うけれども、結構こういう形で計算で下げれたりとか、いろいろするわけなんですかね。

(こども青少年局) 措置費は前に御説明させていただいた体系に加えて、それぞれの給料を比較したところで、ベテランの経験年数を。

(橋下市長) 民給の話じゃなくて、これ民給を落としたという話ですか、20ページは。 (こども青少年局) 民給の話。

(橋下市長) これは民給を落としたという話ですか。これは局の事情もよくわかるんで すけど、これ政治と行政の役割分担の話でして、僕から言わさせてもらうと、僕は当 時の知事として大阪市民の票も受けてたわけですよね。市民の票も受けながら、府民 の票も受けながら、もうこれはやめると決めたんですよね。ですから、それはたまた ま役所の権限が政治とずれていて、大阪市役所という組織においては僕が決定したこ とをそのままやらなくてもいいような、そういう単に政令なのか何かはわかりません けど、そういう役所の仕組みの中でたまたまそういう権限の違いがあるから、局とし ては別に知事が決定したことはそれはそれ、うちはうちとやったまでで、政治的な意 思としては、これはもうあそこで大阪府全体においての意思決定としてそういう差を 認めるものはやめていこうという決定をして、ただ、たまたまそこに服さなくてもい い大阪市役所は独自の決定をしたにすぎないと。ですから、国のいわゆる地方分権論 とちょっと違って、僕の立場の場合には直接選挙で選ばれてる立場でもありますから、 これいつも言ってる、その当時、大阪府知事という者は大阪市役所の職員の皆さんに は人事権も指揮命令権もないですけれども、政治的な意思というものはそこで示した わけですから、それをどこまで酌んでやるかどうか。たまたま大阪市役所内は大阪府 知事の決定に別に従わなくてもいい権限を持ってるから独自なことをやったわけだけ れども、保育所のほうとしてもそれは大阪府の意思決定としてそういうものがあった というものは十分理解してもらわないといけないと思いますね。

(こども青少年局) それについては、そういうことを理解もあって、我々も廃止していこうということでやっておりますので、ただ、大阪府でも廃止してもやはり経過措置を設けておられるので、そういう意味で言いますと、もう今年度、24年度に入っておりますんで、もともとの経過措置分だけは認めていただけないかということを申し上

げてるということです。

(橋下市長) 大阪府の場合、21でもう、いつで廃止になりましたっけ、あれ20で。

(**こども青少年局**) 19年度で廃止にされて、20、21で。

(橋下市長) 20、21ですよね。

(こども青少年局) 20、21を経過措置として2年間設けておられるので、我々が廃止しようと思って決めたのが昨年度で。

(橋下市長) そうなんですよ、だから。

(こども青少年局) それで、今年度についてはもうそういうことで経過措置ということ でいきますと1年目ということなので認めてください。

(橋下市長) だから、それは役所のほうとしてそれは独自のそういう権限に基づいておくらせただけでして、やっぱり僕はこれは知事時代にもずっと言ってたんですけど、やっぱり行政のあり方というものは政治が決定するんだということをずっと言ってきたわけでして、指揮命令もないし、そういうこともないから、大阪市役所は別に大阪府知事の決定であろうが何であろうが、自分たちのその権限で延ばしたということもあるんでしょうけれども、大阪府域全体でもうそうやっていきましょうという話は。

- (こども青少年局) ただ、それは確かに私どもがそれを保育連盟のほうに言うてなかったというのは私どものミスかもしれませんけれども、府がそうやっておられるからということで自覚をしてなかった保育士が悪いというわけではないので、そういう意味で言いますと、この24年度、今、もう年度が新しく決まっていて、もう既にそういう保育士配置をされてるという実態があるにもかかわらず、じゃあことしはその分、抜きますよというのは、余りにちょっと礼に失するといいますか、一応、経過措置としてそういうことに対しての配慮も必要ということをPTの案でも書いていただいてるので、それにつきましては、今年度はぜひともお願いしたいなと思っております。
- (橋下市長) よくそこはまたPTとも議論しますけども、これはやっぱり政治と行政というものをしっかり役割分担をやるという意味においては、大阪府知事の決定というものは市民の代表の決定でもあるんだということをしっかり踏まえたそういう行政の役割分担をしないといけないというのもずっと言ってきたところもありますからね、団体にしても何にしても、そこはやっぱりそういうところは十分向いておかないといけないと思うんですけどね。別にそれと権限を持ってるという、法律上の権限は確かに市役所は市役所で独自に持ってるわけですから、何でもかんでも府の知事の決定に

従う必要は全くないんですけども、ただ、そうなればこういう形でちょっと知事が市長にやってきたらこういうことになり得るということも前提にしておいてもらわなきゃいけないなというところあるんですよね。それはだから、また大阪市内でそういうふうにやってたわけで、僕としてはもうこういう民給制度というのはやめなければいけないと、これはもう財政状況どうのこうのじゃなくて、こういう形のものはやめなければいけないということで決定を19年ですか、財政プログラムのところでやったんだけれども、それが法律上の権限の中で及ばない中で、大阪市役所は独自に21年ですか、見直し着手したのは22年ですか、だからそれは僕の立場からしたら、いや、それはそのとき決定したじゃないのというところがありますんで。やっぱりそこは市民からも選ばれてる代表だというところは重いと思うんですけど、だからそれをあと役所の権限として、それを無視してやるかどうかというのはある意味役所の判断であって、市民からも選ばれてるという代表の決定は非常に重いと思いますけど。

(こども青少年局) ちょうどこの議論が来年度の予算に向けての議論でしたら、もう当然そういう形で話もできるんかなというところ、ぜひもう年度変わって、そういう体制でやっておられるということを考慮いただければと申し上げておきたいと思います。